

議員選出監査委員の在り方に関する検討結果報告（たたき台）

令和 3 年〇月〇日 三重県議会議会改革推進会議

令和 3 年 5 月 21 日に開催された代表者会議で、議員選出監査委員の在り方について、議会改革推進会議で見直しを検討することが決定された。

これを受け、議会改革推進会議役員会を〇回開催して調査・検討を行い、このたび、「検討結果報告」として取りまとめたものである。

1 地方自治法の改正

地方自治法において、都道府県の監査委員の定数は 4 人（ただし、条例でその定数を増加することができる。）とされ、また、選任要件として、「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）及び議員のうちから選任する。」と規定されている。

また、議員のうちから選任する監査委員の数は、2 人又は 1 人と規定されている。

平成 28 年 3 月に第 31 次地方制度調査会答申が公表され、「議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考えもあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。」と答申された。

これを受けて、平成 29 年 6 月に地方自治法が改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）され、各地方公共団体の判断で条例の定めることにより、議員選出監査委員を選任しないことが可能となった。

*参考

◆地方自治法<抜粋>

(監査委員の設置及び定数)

第 195 条第 1 項 (略)

同条第 2 項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職の禁止)

第 196 条第 1 項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）及び議員のうちから、これを選任する。

(略)

同条第 6 項 議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあっては2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とするものとする。



【改正】（平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 196 条第 1 項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）及び議員のうちから、これを選任する。

(追加) ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 三重県及び各都道府県の状況

(1) 三重県の状況

現在、三重県では、識見を有する者から2人、県議会議員から2人の計4人の監査委員を選任している。なお、三重県監査委員条例において議員の選任に関する規定はなく、地方自治法第195条第2項の規定により定数を4人、地方自治法第196条第6項の規定により議選監査委員を2人又は1人としている。

※参考：三重県監査委員条例の改正状況

改正日等	提案区分	内容
平成3年6月29日 三重県条例第22号	知事提案	地方自治法の一部改正により、監査委員の監査対象及び選任資格が改められたことに伴い、「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改正等
平成11年5月21日 三重県条例第32号	知事提案	監査委員の独立性及び専門性を高めるため、議員のうちから選任する監査委員の数を現行の2人から1人に改正【旧第2条】
平成17年3月28日 三重県条例第39号	議員提案	監査機能の充実を図るため、議員のうちから選任する監査委員の数に関する規定(旧第2条)を削除⇒これにより、地方自治法第196条どおり2人又は1人となった

(2) 各都道府県の状況

都道府県においては、令和3年10月時点で議員選出監査委員を選任していないのは、大阪府のみである。

- ・ 議選選出監査委員数 2人：41 都道府県（三重県他）
1人：5 県（長野県、滋賀県、鳥取県、福岡県、佐賀県）
0人：1 府（大阪府）
- ・ 条例に議選選出監査委員数の定めがない県：6 県
（群馬県、富山県、香川県、愛媛県、高知県、三重県）

3 監査委員及び議会の役割

監査委員については、「監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。」

（三重県監査委員監査基準第1条）とされている。三重県の場合、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して精通している識見監査委員と政策面に精通している議員選出監査委員が選任されて、相互に補完し合い、監査等を行っている。

議会については、「議会は、県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。」（三重県議会基本条例第6条）とされている。三重県議会における監査への関わりについては、監査委員を2人選出し、監査委員の審査に付した決算の認定を行っている。

4 議員選出監査委員の意義と課題

(1) 意義

- ・行政の事務、政策面に精通する議員が監査をすることによって、幅広い視点で監査をすることができる。
- ・監査委員としての活動によって経験した財務的知識等を議会審議等に活かすことができる。

(2) 課題

- ・執行機関の中に議員が入るという原理的な問題があり、議会と監査委員の役割を明確化する必要がある。
- ・監査委員としての専門性を確保するため、選任にあたっては、議員経験年数等の基準を設けるなど資質面を担保する必要がある。
- ・監査委員には守秘義務があり、監査で知り得た情報に基づき議会で質問等を行うことができない。

5 各会派からの主な意見

<現状肯定の意見>

- ・行政監査を行うにあたり、政策的内容がその経過も含めて知見があるほうが良い。よって議員が監査委員になることに意味がある。
- ・監査委員事務局は財務については細かくチェックをかけているが、政策の在り方、進め方について意見する監査委員が必要である。
- ・現状のとおりで良い。ただし、次のことについて懸念する意見がある。
監査結果に対し住民訴訟等が提起された場合のリスク（損害賠償請求など）。
議選監査委員として選任される議員についての期数等の基準の有無。
監査委員と議会との関係の整理（議選監査委員が行った監査を、議会が厳しくチェックする行為の関係性について）。

<見直しの意見>

- ・多方面における専門性がある識見監査委員がもう1人いてもいいのではないかと。その際、議選監査委員を1人にするについて考えてもいいのではないかと。
- ・今後の監査が、当局の自己監査的な内部統制制度をどのように使うのかという課題があると考え。財務管理（おおもとの歳入・歳出の監査）だけであれば識見監査委員による監査でよいが、事業監査となると、事業の仕組みや事業に関するその経過を承知・理解する議員の立場といったものが、適切な監査の実施に必要不可欠であると考え。今後、当局の内部統制が的確に展開され、監査や議会のチェック機能のすみ分けと役割分担は不可欠なことであり、一層議論を深めるべき問題である。
- ・監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査委員は、専門性のある識見監査委員に委ね、専門性や独立性を発揮した監査を実施され、監視機能の充実強化がより図られることが望ましく、議会は、議会としての監視に集中し、議会の機能強化を図るべきである。
- ・本来の議会全体の監視機能を高めることが重要であり議会選出監査委員は廃止する。

6 検討結果（まとめ）

地方自治における議会の主要な機能の一つは、知事等の事務の執行の監視及び評価であり、議会と監査委員の役割は重なるところがある。このため両者が専門性や独立性を保ちつつ、相互に補完し合って自治体のガバナンスを確立させることが有効と考える。

監査においては、三重県では現在、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して精通している識見監査委員と政策面に精通している議員選出監査委員が監査することで、相互に専門性を活かしながら、補完し合って、中身の濃い監査を行っており、また、議会としては、監査委員で経験した財政面等での知識を議会活動で活かすことができるなどのメリットもあることから、現時点では、現状の議員選出監査委員2人の選出を継続することとする。

しかしながら、検討の過程で、議会と監査委員との役割分担の明確化や議員選出監査委員に求められる議員経験年数等の資質をどう担保するかなどの課題も明らかとなった。

そこで、議会と監査委員との役割分担について、改めて次のとおり確認する。

- ・議員選出監査委員に選任された議員は、監査業務を遂行するにあたっては、常に公正不偏の態度を保持し、監査をしなければならない。
- ・議会は、監査委員の審査に付した決算を、議会として審査し、議決しなければならない。このため、議員選出監査委員は、監査委員の立場と議員の立場の二面性を持つことになり、審査の際は、自らが監査委員として関与した事項について質問や監査委員に対する質問は行わず、採決の際は、議員の立場に立つ。
- ・議会は議会として、独立した立場で議会としての監視機能を発揮し、審査を行う。

なお、議員選出監査委員に求められる議員経験年数等の資質面をどう担保していくかという課題については、今後の議員選出監査委員の在り方も含め、次期改選後、社会情勢等を勘案し、然るべき時期にあらためて検討していくこととする。

*参考

◆地方自治法<抜粋>

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～二 (略)

三 決算を認定すること。

四～十五 (略)

同条第2項 (略)

(議長及び議員の除斥)

第117条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(服務)

第198条の3第1項 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準(法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(以下この項において「監査等」という。)の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。)に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行わなければならない。

同条第2項 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(決算)

第233条第1項 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めることにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

同条第2項 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

同条第3項 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

同条第4項～第6項 (略)

◆出典：議員、職員のための議会運営の実際2（自治日報社発行、地方議会研究会編著）

問1 監査委員である議員も質問できるか。

答1 議員選出の監査委員も議員としての権限を有しますので、質問を行うことができます。しかしながら、自らが監査委員として関与した事項について質問や監査委員に対する質問は認められないと解すべきです。

◆出典：地方自治関係実例判例集（ぎょうせい発行、地方自治制度研究会編著）

問1 監査委員中議員から選出された委員は、監査報告が審議される際は一般に除斥されることとなるか。

答1 除斥されない。

問2 もし一般に除斥されないとしても、監査委員による報告について不正監査の疑があり、それを議題として議会で審議する際には、その委員は除斥されることとなるか。

答2 監査に際しての監査委員個人の不正行為を究明することを目的とする議題の審議については、お見込みのとおり。

7 参考（検討の経緯）

<議員選出監査委員の在り方に関する議会改革推進会議での検討の経過>

令和3年 5月21日 代表者会議

- ・議員選出監査委員の在り方について議会改革推進会議で検討することを決定

6月 9日 議会改革推進会議役員会

- ・議員選出監査委員の在り方の検討について、議会改革推進会議役員会において検討を行うことを決定

6月28日 議会改革推進会議役員会

- ・執行部担当（監査委員事務局、総務部総務課、総務部人事課）から監査委員及び監査制度の現状について説明を行ってもらい、各会派から議員選出監査委員の在り方についての意見の提出を求めることとなった。

9月22日 議会改革推進会議役員会

- ・各会派から会派意見の説明を行ってもらったが、意見を全議員に共有した後、持ち帰って改めて検討を行うこととなった。

10月20日 議会改革推進会議役員会

- ・各会派で協議いただいた意見を紹介してもらったが、各会派からの意見を参考に会長案を提示することとなった。

11月10日 議会改革推進会議役員会

- ・会長案を提示し、持ち帰って検討を行うこととなった。

12月8日 議会改革推進会議役員会

○月○日 議会改革推進会議総会

○月○日 代表者会議